

衆議院総務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月15日（木）、第15回の委員会が開かれました。

1 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（内閣提出第31号）

- ・ 武田総務大臣、熊田総務副大臣、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 橘慶一郎君外4名（自民、立民、公明、維新、国民）提案の修正案について、提出者神谷裕君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 原案及び修正案に対し、本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・ 修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
- ・ 修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
- ・ 橘慶一郎君外4名（自民、立民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、松田功君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
（質疑者）小倉將信君（自民）、榎屋敬悟君（公明）、松尾明弘君（立民）、櫻井周君（立民）、神谷裕君（立民）、本村伸子君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

小倉將信君（自民）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ア 大規模自治体の標準準拠システムへの移行スケジュールの柔軟化及び特別な支援の必要性
- イ 法令改正をシステム面で無理のないものとするための枠組みを強化する必要性
- ウ クラウド事業者とアプリケーション事業者の責任分界点の明確化策
- エ ガバメントクラウドの整備に伴う地域ITベンダーへの支援の必要性
- オ 地方自治体におけるデジタル人材確保のための対策

榎屋敬悟君（公明）

（1） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ア 地方自治体の情報システム標準化が進まなかった理由についての大臣の所見
- イ 住民基本台帳システムの自治体クラウドの導入状況
- ウ 地域情報プラットフォーム標準仕様及び中間標準レイアウト仕様の活用状況
- エ 標準準拠システムへの移行のための地方自治体への支援策

（2） ワクチン接種記録システムの導入

- ア 地方自治体の取組状況
- イ 総務省による支援の必要性に関する総務副大臣の所見

松尾明弘君（立民）

フジ・メディア・ホールディングス（以下「フジHD」という。）の外資規制違反事案

- ア 総務省による各放送事業者の外資規制遵守状況等に関する調査

- a 調査対象事業者数及び調査の進捗状況
- b 調査結果を公表する予定の有無及び公表の時期・内容の見込み
- イ フジHD及び株式会社東北新社（以下「東北新社」という。）以外の外資規制違反事例の有無
- ウ 現行制度において外資規制違反を把握する手段
- エ 平成26年当時にフジHDからの相談に対応した総務省担当者の認識の甘さの原因
- オ フジHDへの対応が妥当であったとする根拠資料のうち、昭和56年当時の電波法第75条の解釈についての内閣法制局見解（以下「昭和56年法制局見解」という。）以外のものの有無
- カ 外資規制に関する総務省提出資料（4月14日提出）
 - a 昭和56年法制局見解の概要
 - b 昭和56年法制局見解に関する2つの資料の相違点
 - c 昭和56年法制局見解に関する資料として総務省保管の資料と内閣法制局保管の資料を提出した理由
 - d 内閣法制局保管の昭和56年法制局見解資料の総務省への提供日
- キ 総務省保管の昭和56年法制局見解資料
 - a フジHDへの処分の根拠が総務省保管の昭和56年法制局見解資料であったことの確認
 - b 資料の保管場所
 - c 資料の作成経緯等について当時の事情がわかる者に確認することの可否
- ク 内閣法制局保管の昭和56年法制局見解資料（口頭による意見照会処理表）
 - a 頭紙が内閣法制局で作成されたものであることの確認
 - b 備考に記載された意見照会に至る経緯が旧郵政省から内閣法制局に説明されたものであることの確認
 - c 別紙として「設問の背景」が付された経緯
 - d 「設問の背景」を別紙として付すことが通常のことであるかの確認
- ケ 昭和56年法制局見解の解釈
 - a 昭和56年法制局見解の解釈の仕方
 - b 「過去の一時点」を限定的に解釈する必要性
- コ 平成26年当時のフジHDから総務省への相談
 - a フジHDとの一連のやり取りの概要
 - b aの答弁が当時の担当課長に聞き取り調査を行った内容であるかの確認
 - c フジHDからの2回目の相談があった日付
 - d 相談があった日付がわからないことの問題性
- サ 平成26年当時のフジHDからの相談への総務省の対応
 - a 2回目の相談までに総務省が行った検討の内容
 - b 内閣法制局に昭和56年法制局見解の考え方を確認した事実の有無
 - c 内閣法制局に確認せずに判断したとの答弁の真偽
 - d 情報流通行政局長への説明資料の内容
 - e 情報流通行政局長への説明資料に昭和56年法制局見解に関する記載がない理由
 - f eの答弁が当時の担当課長に確認したものであるかの確認
 - g 昭和56年法制局見解を踏まえて判断したとする根拠
 - h 昭和56年法制局見解は後付けの理由であるとの考えに対する総務省の見解
 - i 政府が恣意的な判断を行ったとの考えに対する総務省の見解
 - j 昭和56年法制局見解中の「たまたま過去の一時点」が想定する期間についての総務省の見解
- シ フジHDに対して東北新社と異なる処分を行った法的根拠
- ス 東北新社への認定取消処分に係る聴聞手続
 - a 聴聞の開催時期及び東北新社からの反論の内容
 - b 昭和56年法制局見解について総務省からの説明の有無

セ 「たまたま過去の一時点」という用語から想定される具体的期間についての内閣法制局の見解

櫻井周君（立民）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ア 標準化に向けた準備の進捗状況
- イ 標準化対象事務を追加する可能性
- ウ 標準化対象事務に関連する地方自治体独自の施策についても標準準拠システムを利用することになるかの確認
- エ 標準仕様書におけるDV等支援対象者への配慮の内容
- オ カスタマイズ経費を国が全額財政措置する必要性
- カ ガバメントクラウド
 - a インターネット接続の有無及びセキュリティの確保策
 - b サーバの国内設置を義務付ける必要性
 - c 情報漏えいが起きた場合の責任の所在及び被害者救済の方法
- キ 地方自治体の個人情報の保護
 - a オンライン結合を行う場合の個人情報の安全性の確保策
 - b 個人情報のオンライン結合に対する高度な安全性確保の必要性
- ク 個人情報の保護に関する法律に自己情報コントロール権を規定する必要性についての大臣の見解
- ケ 標準準拠システムへの移行期間を柔軟なものとする必要性
- コ デジタル人材の確保及び育成に関する取組
- サ 標準化を進める上での小規模団体への配慮の必要性

神谷裕君（立民）

(1) フジHDの外資規制違反事案

- ア 本事案を昭和56年法制局見解に基づき判断することの妥当性に対する大臣の見解
- イ 本事案を昭和56年法制局見解に基づき判断することの妥当性を内閣法制局に確認すべきであったとの考えに対する総務省の見解
- ウ 総務省の対応に怠慢があったとの指摘に対する大臣の見解
- エ 4月9日の大臣会見に当たり事務方から昭和56年法制局見解を示された上で説明を受けたのかの確認
- オ 明確な根拠を示した上で外資規制違反への対応を行うべきとの考えに対する大臣の見解

(2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ア 標準化対象事務を定めるに当たり地方自治体等の意見を聴取・反映させる必要性
- イ 基本方針の策定
 - a 地方自治体等の意見を聴取・反映させる必要性
 - b 策定に当たり意見を聴取することとされている「その他の関係者」の想定例
- ウ 標準化基準の策定
 - a 策定に当たり留意する事項
 - b 「地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置」の「その他の関係者」の想定例
 - c 実際に標準化対象事務に従事する職員の意見を聴取・反映させる必要性
 - d 総務省が地方の立場から標準化基準の策定に関与していく必要性
- エ 標準準拠システムのカスタマイズ
 - a 地方自治体独自の行政サービスを行うための必要最小限度のカスタマイズを可能とする措置に

- 対する総務副大臣の見解
- b カスタマイズ経費に対し財政支援を行う必要性
- オ 標準準拠システムへの移行期間についての大臣の見解
- カ 標準化に要する経費への支援
 - a 標準化に要する経費の見込み
 - b 全額国費で措置すべきとの考えに対する総務副大臣の見解
- キ 標準化によるシステム運営経費削減分が地方交付税の減額につながらないように措置すべきとの考えに対する大臣の見解

本村伸子君（共産）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ア 標準化対象事務の範囲が政令で拡大されることへの懸念
- イ 情報システムの機能の改変・追加が可能となる業務の具体的内容
- ウ 情報システムの標準化が地方自治体の独自施策を制限しないことの確認
- エ システム標準化後も地方自治体が独自に実施してきた次の施策が継続できること及び次の施策の標準仕様書での対応見込みについての確認
 - a 個人住民税の減免
 - b 妊娠届出書への独自の質問の設定
 - c 国民健康保険料、介護保険料及び利用料の免除
 - d 被災者に対する料金負担の減免及び年間の納期区分の設定
 - e 子ども、障害者及び高齢者に対する医療費の無料化及び助成
 - f 国民健康保険料を引き下げるための法定外の一般会計繰入
- オ 政府によるカスタマイズ抑制方針
 - a 「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」（平成31年3月総務省）（以下「カスタマイズ抑制等基本方針」という。）及び「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月閣議決定）におけるカスタマイズの概念
 - b カスタマイズ抑制等基本方針及び成長戦略フォローアップにおけるカスタマイズ抑制方針と本法律案でカスタマイズを認めていることとの関係性
 - c カスタマイズ抑制等基本方針及び成長戦略フォローアップにおけるカスタマイズ抑制に係る記載は、地方自治を侵害しかねないため撤回すべきとの考えに対する総務省の見解
 - d カスタマイズ抑制等基本方針が地方自治体独自の住民サービスの抑制につながる可能性
 - e 標準準拠システムにオプション機能を付帯した場合の経費の考え方
 - f カスタマイズ抑制のために政府方針等を発出すること及び財政支援に差を設けることをやめる必要性
 - g 全地方自治体の情報システムの把握状況
 - h 「必要最小限度の改変又は追加」の具体的内容
- カ 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】
 - a 「必要最小限度の改変又は追加」に当たる部分の具体的内容
 - b 同標準仕様書により行えなくなる業務
 - c 住民記録システム等標準化検討会における準構成員及びオブザーバーとして参加している事業者の地方自治体への情報システムの提供シェア
 - d 住民記録システム等標準化検討会における準構成員及びオブザーバーとして参加している事業者が今後のビジネス上有利になる可能性
 - e ベンダーが寡占化していないか確認できるよう情報公開を行う必要性
- キ 標準化に当たって次の経費を国が全額財政措置する必要性

- a 標準化対応のために契約変更した場合の経費
 - b 「必要最小限度の改変又は追加」のための経費
 - c 基幹系情報システム（標準化対象事務となる予定）と連携させている情報システムの改修経費
 - d パッケージソフト等で対応している地方自治体において、独自の情報システムで追加対応の必要が生じるようになった場合の経費
- ク 標準化への対応のために必要となる経費について適切な財政措置を行う必要性
 - ケ 基本方針及び標準化基準に地方自治体、職員、職員団体の意見を反映させる必要性
 - コ ガバメントクラウドの活用の有無にかかわらず同等の地方財政措置を講じる必要性
 - サ 地方自治が侵害されることがないように対応する必要性

足立康史君（維新）

- (1) フジHDの外資規制違反事案
 - ア フジHDと東北新社への対応に差があったことは恣意的に過ぎるとの考えに対する総務省の見解
 - イ 電波法の外資規制に関する昭和56年法制局見解が放送法の事案にも当然に適用できるか否かについての内閣法制局の見解
- (2) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 総務省による地方公共団体におけるLINE利用状況調査の進捗状況
 - イ 個人情報保護委員会によるLINE株式会社等に対する立入検査で判明した事実の有無
- (3) 地方公共団体情報システムの標準化の前提となるデジタルガバメントの推進
 - ア 標準化の前にベースレジストリや個人認証手段を整備しておく必要性
 - イ マイナンバー及び法人番号のほかにインボイス制度における登録番号を設ける理由
 - ウ 法人番号やインボイス制度における登録番号と異なりマイナンバーについて厳格な取扱いが要求されている理由
 - エ 経済産業省が所管するGビズIDのほかに厚生労働省が所管するG-MISという認証の仕組みが存在する理由
 - オ マイナンバー、法人番号及び事業所番号があれば、その他の番号によることなく、あらゆる者の特定が可能となるとの考えに対する厚生労働省の見解
 - カ 標準化の前に簡素な識別番号（認証制度）やベースレジストリを整備しておくべきとの考え方の妥当性についての内閣官房の見解
- (4) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案
 - ア 標準化基準に合わせて地方自治体の規模を変更する必要性
 - イ 標準化による経費削減効果額の見込み

井上一徳君（国民）

- (1) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案
 - ア 地方においてデジタル化を推進する必要性及び意義
 - イ ガバメントクラウドの整備
 - a 意義、構想の内容及び導入スケジュール
 - b 外国企業と契約を交わす可能性
 - c 国内企業と契約を行うという基本原則を設ける必要性
 - ウ 地方自治体が使用している情報システムについての実態把握の状況
 - エ 地方自治体の情報システムの予算額及び標準化によって削減される経費の見込み
 - オ 標準化対象事務を17業務とした理由及び今後の追加の見込み
 - カ 標準化が行われる住民記録システムと現行の住民基本台帳ネットワークシステムの差異

- キ 図書館事務などの住民の利便性向上につながるシステムを標準化対象事務に追加する可能性
 - ク 標準化に当たってのリスク及び現段階での検討課題
 - ケ ベンダー間のシステム移行を阻害する現在の入札制度を改善する必要性
 - コ 情報システムの調達に当たっての教訓を総務省として周知する必要性
 - サ 標準化基準の策定に当たっての専門家及び有識者の活用の在り方
 - シ 地方自治体におけるデジタル人材育成のための職員研修に対する国の支援策
 - ス 地方自治体の意見を反映する仕組みを整備する必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
- ア こども食堂や放課後学習支援の意義及び政府による支援策
 - イ 中小企業の賃金引上げへの支援
 - a 全国及び京都府の最低賃金
 - b 中小企業事業者が賃金の引上げを行えるような環境整備を政府が行っているかの確認